(案)

大畑国有林森林整備事業請負契約書

1 事 業 名 大畑国有林森林整備事業(誘導伐:密着造林型)請負

2 履 行 場 所 大畑国有林66い林小班外 別紙、図面のとおり

3 事 業 内 容 誘導伐作業 1 5. 8 9 h a 、数量 8, 5 2 0 m3

集造材外

一般材 1, 4 0 0 m3、C材等未利用材 2, 5 0 0 m3、合計 3, 9 0 0 m3

植付作業15.89ha

獣害防止ネット設置7,900m

(別紙、記番別作業内訳書、作業工程別数量内訳書、作業内訳書のとおり)

4 事業期間 契約締結日の翌日から

令和8年3月10日まで

(ただし、作業種別又は箇所別の作業期間は、別紙、記番別作業内訳書、作業内訳書のとおり)

5 作業仕様 別冊、作業仕様書のとおり

6 請 負 金 額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金

円也)

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び29条並びに地方消費税法第72条の82及び 第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。 [() の部分は、請負者が課税対象者である場合に使用する。]

7 選 択 条 項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。 (選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事	選択条項					
×	契約保証金の納付				第4条第1項第1号		
×	契約保証金の納付に代わる担保と	なる有価証券	等の提出		第4条第1項第2号		
×	銀行、甲が確実と認める金融機関	等の保証			第4条第1項第3号		
×	公共工事履行保証証券による保証				第4条第1項第4号		
×	履行保証保険契約の締結				第4条第1項第5号		
0	支給材料及び貸与品				第15条		
×	前金払		分の	以内	第35条第1項		
×	中間前金払	第35条第4項					
0	部分払	第38条					
×	国庫債務負担行為に係る契約の特別	国庫債務負担行為に係る契約の特則					

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定箇所	引渡予定日
封印ペンチ	No.	個	熊本南部森林管理署	令和 年 月 日
封印鉛		450 個	II.	令和 年 月 日
封印用銅線		1 巻	II.	令和 年 月 日
発送検知野帳		2 冊	II.	令和 年 月 日

9 特約事項

- (1)特約事項については別紙のとおりとする。
 - また、使用する材料は、別紙、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。
- (2) 当該契約に係る技術提案については別冊のとおりとする。
- (3)森林作業道は、森林作業道作設マニュアルにより作成すること。

上記請負事業につき、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び 九州森林管理局長の定める国有林野事業製品生産事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書及び製品 生産事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと する。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者(甲) 住 所 熊本県人吉市西間上町2607-1

分任支出負担行為担当官

熊本南部森林管理署長 髙木 周一 印

請負者(乙) 住 所

(EII)

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同 事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 〇〇共同事業体

代表者 〇〇林業株式会社

住 所

○○林業株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

住 所 ○○林業株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

住 所 ○○林業株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

記番別作業内訳書

林小班 作業種		作業種 区域面積		契約面積	作業期間		間伐目安 ha当たり本数	備	考
			(除地等)		自	至			
66い外	誘導伐	15.89ha		15.89ha	契約締結 の翌日	令和8年 3月10日	別紙記番別 作業内訳書 のとおり		
計		15.89ha		15.89ha					

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細目	数量	備考
素材	集造材		1,400m³	
	山元巻立	機械巻立	100m²	
	C材集造材		2,500m ³	
	C材山元巻立	機械巻立	300㎡	
	封印発送		3,500m ³	

作業内訳書

紀入	21_000.000	11.1.199		(下刈年	区域面積	控除面積	契約面積	作業	期間	シカネット 占給・簡易	伐扎	聚数量	使用	材料	
番号	作業種	林小班	作業区分	次)			又は延長	自	至	シカネット 点検・簡易 補修の有 無	樹種	本/ha	品名	数量	備考
	獣害防止 ネット設置	66い外	設置				1,300	契約締結 日の翌日	令和8年 3月10日						
	"	66い外	設置				1,000	"	"						
	"	66い外	設置				1,300	"	"						
	"	663	設置				1,000	"	"						
	"	66い1外	設置				1,500	"	"						
	"	66に外	設置				900	"	"						
	"	66に外	設置				900	"	"						
	小計						7,900						苗木及防止ネ	び獣害ットの詳	
	植付	66い外	長方形植		2.35		2.35	契約締結 日の翌日	令和8年 3月10日				細は別 材料規 書に	ットの詳 添使用 格内訳 よる。	
	"	66い外	長方形植		2.47		2.47	"	"						
	"	66い外	長方形植		2.16		2.16	"	"						
	"	663	長方形植		1.99		1.99	"	"						
	"	66い1が	長方形植		2.47		2.47	"	"						
	"	66に外	長方形植		2.13		2.13	"	"						
	"	66に外	長方形植		2.32		2.32	"	"						
	小計				15.89		15.89								

特 約 事 項(誘導伐等)

- 1. 請負者は、特記仕様書を遵守すること。 特記仕様書に指定しないものについては、「森林作業道作設指針」によることを基本とすること。
- 2. 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
- 3. 請負者は、2で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に提出し、確認を受けること
- 4. 森林管理署長等は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し確認を受けた路線等が路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

特約事項内訳書

記入	++ .I. IIIT	<i>L</i> - 类毛	<i>作</i> 器区八	契約数量 (ha/		使 用 材 料 等		按 面
番号	67		m)	品名	品質規格	数量	摘要	
	66い外	獣害防止 ネット	設置	7,900m	獣害防止ネット	強力繊維入り獣害防止ネット(スカート式) ◎ネット網目:50mm ◎ネット仕様:引っ張り強度(縦目方向)800N以上を有する強力繊維入り下部H1.0m以上仕様タイプネットであること。(公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの。)なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。◎ネット標準展開サイズ:H1.8m×50m◎スカートネットサイズ:H0.6m以上×50m◎スカートネットサイズ:H0.6m以上×50m◎スカートネット網目:50mm◎付属資材:支柱規格FRP製φ33~35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること。	7,900m	
	66い外	植付	長方形植	15.89ha	スギコンテナ苗	根元径:5.5mm以上 苗長:35cm以上	32,100本	

特約事項(製品生産事業請負)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱(以下「ASF」という)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防 止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管 理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

採材標準寸法表

熊本南部森林管理署

樹種	用途	長級(m)	径級(cm)	延寸(cm)	備考	
	一般材(小径木)	3 , 4	8~13下	5	システム販売相手方との協定による場合	
	一般材	3 , 4	14上	5		
	芯持柱	3	16~20	5	通直で無節に近いもの	
	割柱	3	34上	10	赤芯で目細な無節材元玉原則	
スギ	長材	6 , 8	14上	10		
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		4.2	24~26			
	梁 材	5.2	24~28	10	単曲材で元玉	
		6.2	24~28			
	直材	3 , 4	末口14~元口45以内	F	是古ケ亩10以内	
	ラミナ材 曲 材	3 , 4	末口14~元口40以内	5	最高矢高10cm以内	
	加井八小公士)	3	8~13下	5	システム販売相手方との協定による場合	
	一般材(小径木)	4	8~12下	5	システム販売相手方との協定による場合	
		2	18上	5		
	一般材	3	14上	5		
ヒノキ		4	12上	5	システム販売相手方との協定による場合	
	芯 持 柱	3	16~20	5	通直で無節に近いもの	
	長材	6 , 8	14上	10	直材で元玉	
		4.2	18~22	10		
	梁 材	5.2	22~26		単曲材で元玉	
		6.2	24~30			
マツ	一般材	2, 3, 4	13上	5		
	梁 材	2.2, 3.2, 4.2	18~24	10	単曲材で元玉	
モミ	一般材	2 , 4	24上	5		
ツガ	一般材	2, 3, 4	24上	5		
他 N	一般材	2, 3, 4	14上	5	銘木類は有寸	
カシ	一般材	2.1, 3.2, 4.3	20上	5	末口径30上通直材長尺採材	
その他L	一般材	2.1, 3.2, 4.3	22上	5	銘木類は有寸	
N L	チップ A	2	10上	0		
スギ・ヒノキ	端尺材	0. 6~1. 6	14上	0	根曲り部分からの採材が原則	
スギ ヒノキ その他	C材等未利用材	0. 6上	8上	0	システム販売相手方との協定による場合	

※留意事項

- 1. 平成 元 年1月10日 第2号「当面の採材について」
 - 2. 平成 元 年3月29日 元熊利第55号「スギ、ヒノキ価格体系の改定について」
 - 3. 平成17年6月 6日 ラミナ用原材料生産に伴う参考資料
 - 4. 平成21年8月31日 21九販第30号「C材等未利用材を素材生産事業として実施する場合の取り扱いについて」
 - 5. 平成29年2月13日 28九資第54号「平成28年度以降に適用する素材販売基準価格及び立木販売基準価格 について」の一部改正について

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植 地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督 職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任 において優良な苗木を確保すること。

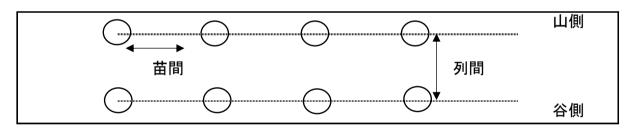
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し潅水するなど、苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの 徳仕大物	苗木の植 (水平』		適用林小班等
	植付本数	苗間	列間	
	2, 000	2. 0	2. 5	66い外
	2, 010	2. 0	2. 5	663
スギ	2, 019	2. 0	2. 5	66に外
コンテナ苗	2, 024	2. 0	2. 5	66い外、66い1外
	2, 026	2. 0	2. 5	66に外
	2, 037	2. 0	2. 5	66い外





4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数 を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- (1) 乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送 日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督 職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 獣害防止ネットの検収については、契約図書(特約事項)の定める品質規格同等 品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収 することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、 乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- (1) ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- (2) 支柱は地形・地質を考慮し4m間隔を基本に打ち込み固定すること。
- (3) 急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- (4) ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用する こと。
- (5) 支柱とネットが接する部分は3箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- (6) 各支柱間のネットの下部(裾部分の端)には<u>2箇所以上を基本に</u>杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- (7) 支柱の補強については、<u>支柱2本当たり1箇所を基本に</u>アンカーをとり、ロープ 等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- (8) 出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- (9)上記以外については、<u>獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施</u> 工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

番 年 月 日

請負者 殿

〇〇森林管理(支)署長

請負契約の数量・金額確定通知書

発注者(分任)支出負担行為担当官〇〇森林管理(支)署長 と請負者 とは、 令和 年 月 日付け締結に係る 事業請負について、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第1条第 13 項、第 14 項及び仕様書第7の規定に基づき、最終精算の結果、下記のとおり請負契約数量及び請負金 額が確定したので通知する。

記

1. 請負数量 予定数量 (変更後) m3

確定数量 m3増(減) m3

別紙内訳書のとおり

2. 請負金額 円 (変更後) 予定総金額

> 確定総金額 円 (精算)

(うち消費税額 円) 増(減) 円

別紙内訳書のとおり

3. 事業期間 令和 自 年 月 日

至 月 令和 年 日

請負金額増減内訳書

単位:円

材種	事業場所	区分	金額	うち消費税	備考

(注)区分欄には、当初、変更、確定、差引計を記入する。

請負数量増減内訳書

単位: m3

材種	事業場所	区分	作業工程	増減数量	備考

(注)区分欄には、当初、変更、確定、差引計を記入する。

特記仕様書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針(令和 3 年 4 月 1 日付け 2 林整整第 1400 号林野庁長官通知)に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

1. 路網計画(見取り図)

- ① 路網計画は、事業計画案の提出時に添付する事業計画図案において、次の点を反映し作成すること。
- ② 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。
- ③ 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ1.5m程度以内に抑えるよう努めること。
- ④ 曲線部及び縦断勾配は、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等が安全に通行できるよう設定すること。なお、S字カーブ等は、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の安全確保の観点から、こうした箇所のカーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、曲線部上部入口手前の入口付近で行うこと。

2. 切土・盛土の均衡

- ① 切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、作業着手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。
- 3. 伐開

別紙1保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。

4. 土工計画

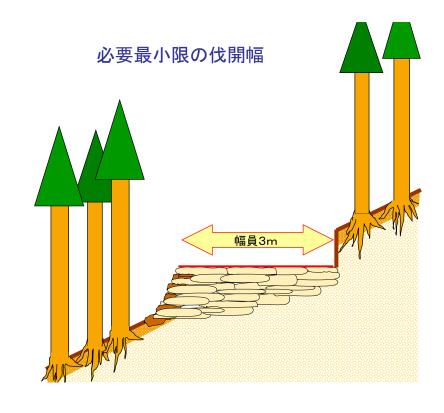
土工計画の概要書として①~⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。

- ① 盛土基礎の施工方法と標準断面図
- ② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要
 - (※堅固な路体をつくるため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さになるよう 十分に締め固めて仕上げること。)
- ③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要
 - (※はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。 なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。)
- ④ 盛土勾配の標準
- ⑤ 切土のり面の標準断面図
 - (※切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。)
- ⑥ 構造物を設ける場合はその概要
 - 洗い越しの標準断面図
 - ・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図
 - (※路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質の条件、幅員の制約等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。)
- ⑦ その他
 - 事業終了時において、登坂部分等に洗掘を防ぐための水切りを施工すること。
- 5. 作業工程表の提出
 - 別紙様式により事業計画表を提出すること。
- 6. 施工管理
 - 作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。
- 7. その他(汚濁等が発生した場合の処置)
 - 本事業の実行に係わり下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事前に予防対策を講じるとともに、水質の汚濁等が発生した場合には、民間事業者において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明等の措置を講じること。

保残木標準断面図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう必要最小限の伐開幅とする





森林作業道作設マニュアル

森林作業道作設方法

- 1 線 形 (ルート設定)
 - ア 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している安全な箇所を通過するよう 選定する。(土質の脆い箇所、崩壊地等を回避する、集水域を大きく変えるような 線形、水が集まりやすい箇所や沢に近接する線形は避けること。)
 - イ 曲線部及び縦断勾配は、伐木・造材及び集運材に使用する林業機械が安全に運行できるように設定するとともに、主に運搬用として使用する区間については排水に考慮し尾根筋にカーブ状に設定することを心懸けること。また、主に集材等に使用する区間は、基本的に等高線に沿って設定し、雨水等を安全な尾根筋や沢に分散排水させる線形とすること。

2 開 設

- (1) 盛土のり面保護工
 - ア 最初に盛土を支える水平の基礎部を谷側斜面の最下部に作設すること。(地山優 先の掘削禁止)
 - イ 林地を覆っていた表土及び無機質土壌を交互に基礎部の上に移動・配置し、おおむ 30cm程度の層毎にバッケト背面等で十分転圧しながらサンドイッチ状に盛土を積み上げること。
 - ウ 路体堅固な土構造によることを基本とし、路肩までキャタピラで十分転圧する こと。
 - エ 盛土勾配はおおむね1割にすること。
 - オ はぎ取り表土や根株は谷側の法面に適切に配置し、盛土のり面保護工として活用すること。
 - カ 林内への落石、土砂の崩落等の発生を最小限に抑えること。
 - キ 不安定な土石、土砂等を路体、切土のり面、盛土部分に放置しないこと。
 - ク 切土のり面は直切りとし、切土高は、1.5m程度以内に努めること。
 - ケ 主に集材等に使用する区間は、上記1のイのほか、概ね20m毎に低く波打つように波形勾配を利用した分散排水とすること。
 - コ カーブ部分は、スムーズに回れる半径(水平方向概ね半径6m以上)、縦断勾配 を確保すること。
 - また、排水はカーブ上部の入り口付近で行い曲線部分への雨水の流入は極力さけること。
 - サ 路網幅員は、契約条件に従うこと。
 - シ 仕上げ段階で切り取り法面に飛び出した根をカットすること。
- (2) 構造物の作設
 - アー沢を横断するところには、転石等で洗越等を作設すること。
 - イ 洗越は、十分な通水断面積をもたせた緩やかな凹型勾配(5%程度)にし、水 の流れに対して直角に作設すること。
 - また、谷側 (吐口) に地山の浸食防止のための石張り、丸太積み、巨石の設置等を行い、山側(呑口) には、少し切り込んで転石等を敷き、よく転圧すること。(上流部、下流部に流速を抑えるための水溜を設ける)
 - ウ 急傾斜地や脆い地質の場所は、丸太組等で補強すること。
 - (構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置)
 - エ 作業中及び施業終了時には、豪雨時に出水が予想される崖地や小さな沢等に水切り(丸太等の活用)を設置すること。
- (3) 機械等
 - ア 使用する機械は、現地の状況や開設する作業路網の幅員等に適合した大きさ (O. 20m³ ~ O. 45m³程度)を使用すること。
- 3 そ の 他
 - ア 伐開手は、作業路網支障木の伐採に当たって、不用意に先行伐採せず、オペレーター等とよく打ち合わせた上で、必要最小限の範囲を伐採すること。
 - イ 伐開手は、盛土のり面保護工に利用しやすいように、支障木の伐り口は若干高 めに伐採すること。
 - ウ 伐開手は、開設作業が効率的に行えるよう伐倒木及び枝条等を適宜整理しておくこと。
 - エ 開設作業は、基本的に上り作業で行うこと。
 - オ 降雨時等、路体がぬかるみやすい状態での無理な作業は行わないこと。

